

平成二十九年十一月十七日受領
答 弁 第 二 五 号

内閣衆質一九五第二五号

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日米首脳のゴルフ場での会話記録を残すことの必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日米首脳ゴルフ場での会話記録を残すことの必要性に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十九年十一月五日午後零時十五分から約二時間三十分、安倍内閣総理大臣とトランプ米国大統領は、昼食を取り、ゴルフを行った。

二、五、六及び八について

お尋ねの点について明らかにすることは、相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

三について

御指摘の「両首脳信頼関係に基づく機微に触れる会話」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

四について

公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）等に基づき、文書を作成することが求め

られる場合は、政府として適切に対応することは当然であり、御指摘の菅内閣官房長官の発言は、あくまで一般論としてこの趣旨を述べたものである。

七について

お尋ねについては、公文書等の管理に関する法律等を踏まえ、政府として適切に判断している。

九について

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。